

年　月　日

土岐市教育委員会 様

申請者名

児童生徒との続柄 ()

一時体験入学希望申請書

(ふりがな)			(ふりがな)		
児童生徒氏名			保護者氏名		
生年月日	年　月　日				
現住所	(電話番号)				
在籍学校名	立　　学校				
在籍学級	年　　組	担任氏名 ()			
体験入学 希望校	岐阜県土岐市立　　学校　　年				
体験入学期間	年　月　日	から	年　月　日	まで	
体験入学時 の住所	(電話番号)				
体験入学時 の保護者名	続柄 ()				

一時体験入学の決まりについて

土岐市教育委員会

体験入学は諸事情を考慮し、特別に一時的に入学を許可しますので、以下の約束及び注意事項を守るようにしてください。

約束事項

※ 児童生徒の学習の機会を大切にするための処置です。児童生徒が一番良い状態になるように、三者（体験入学者と保護者、該当学校、市教育委員会）が連携を密にして常に相談する信頼関係を築くことを前提とします。

1. 生活・学習の約束について

- ①児童生徒に特別な指導（常に家庭訪問が必要など）を要しないことが条件です。
- ②各学校では、集団生活をより良いものにするために種々の約束があります。該当校の児童生徒として、その約束を守って頂きます。

2. 体験入学にかかる費用負担について

- ①給食費は、実費をお支払い下さい。
(給食は、材料調達の関係上、少なくとも2週間前に申請が必要です。これ以前ですと、給食が間に合わないこともあります。)

②学習に関する費用の支払いについて

教科書等の教材が異なることがあります。この場合、コピーを取ることがありますが、コピ一代の実費を支払って頂きます。期間によっては、教科書を購入することが必要になりますが、この場合も実費負担となります。

3. 健康・安全管理（病気・けが等の対応）について

学校内及び登下校中で病気・けが等があり、医療機関にかかった場合、日本スポーツ振興センターの保険がききません。保護者の責任においてお支払い下さい。